

## 玄海原発3、4号機運転差止仮処分申立を却下した佐賀地方裁判所の不当決定に対し抗議する声明

1 2017年6月13日、佐賀地方裁判所（立川毅裁判長）は、九州電力玄海原発3、4号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定（以下「本決定」という。）をした。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この不当決定に強く抗議する。

2 本決定は、新規制基準における耐震設計の目安となる「基準地震動」について、新規制基準は「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」という複数の手法を併用して地震動を評価した上で、その結果を総合し、最も厳しい評価結果を採用することを想定しており、「最新の科学的、技術的知見を踏まえた検討、評価を実施すべきであることや不確かさを考慮して評価すべきことが明確に求められていること」などから合理性が裏付けられるとした。

他方、住民側の「基準地震動が過小評価されている」との主張について、「採用されている地震の計算式は現在の科学技術に照らして合理的で、妥当性も確認されている」として退けた。

本決定は、結局は九州電力の主張を鵜呑みにし、原子力規制委員会の判断に盲従したものであり、人権擁護の砦となるべき司法の責務を放棄するものと言わざるをえない。そのみならず、政府の原発推進政策に追従し、新たな原発安全神話の創設に積極的に加担するものとの非難を免れない。

3 2016年4月14日、マグニチュード6.5（最大震度7）、16日にはマグニチュード7.3（最大震度7）の大規模な地震が熊本で起こり、多数の家屋が倒壊し、交通網が寸断されるなど甚大な被害がもたらされたことは記憶に新しい。当時、気象庁は、この熊本地震について「大きな地震が2回起こ

り、震源が広域に広がる過去に例がない形で、今後の予測は難しい」と述べるなど、地震についても現在の科学では十分な予測ができないことが改めて明らかになったのである。

そうだとすれば、玄海原発3号機、4号機に重大な影響を与える大規模地震等の自然災害が今後起こりえないとは誰にも言えない。安全神話を盲信した結果、福島第一原発事故による未曾有の被害を経験したわが国は、その教訓を忘れることなど許されない。二度と原発事故を引き起こさないために、人間の力で自然の脅威から安全性を確保できるなどという驕りは捨て去るべきである。

4 玄海原発3, 4号機にはその他にも課題が山積している。すなわち、玄海原発3・4号機が再稼働をすることによって必然的に生じる使用済み核燃料を保管するプールは、すでに8割が埋まっている状態であり、中間貯蔵施設の設置計画など未だ具体化されておらず、使用済み核燃料をどこでどのように管理していくのか、まったく不透明である。また、玄海原発3号機、4号機の場合、原子力災害に備えて事前に避難計画の策定を義務づける30km圏内にあるのは、福岡県と長崎県も含む7市1町であり、島が点在し、離島住民の避難をどうするのかなど重要な課題が残存しているのである。

これらの課題を置き去りにしたまま、原発の再稼働を推進することは断じて許されない。この意味でも歯止めとならなかった本決定は、人命を軽視するものとの非難を免れない。

5 自由法曹団は、福島第一原発事故による凄惨な被害を直視することなく、住民の生命、身体の安全を無視した本決定に対し、強く抗議する。

2017年6月19日

自由法曹団 団長 荒井新二